

# 釧路市未整備森林間伐促進事業費補助金交付要綱

令和3年4月1日

## 第1 趣旨

森林経営管理法の趣旨を踏まえ、釧路市内における地域森林計画の対象とする森林のうち、森林経営計画が作成されていない森林（以下「未整備森林」という。）の計画的な森林整備を促し森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林環境譲与税を活用し釧路市未整備森林間伐促進事業を実施するものとする。

未整備森林間伐促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、釧路市林業振興条例（平成17年10月11日付釧路市条例第183号。以下「条例」という。）、釧路市林業振興条例施行規則（平成17年10月11日付釧路市規則第202号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

## 第2 事業の内容

市内の未整備森林において、釧路市森林整備計画において標準的な間伐の時期（林齢）として定められているに時期に実施されていないものであって、以下に該当する間伐を行う際に、森林環境整備基金を財源とする予算の範囲内でその経費を支援する。

## 第3 事業主体

釧路市内の森林において森林法に基づく森林経営計画を作成している森林組合で、未整備森林の所有者より委託を受けて実施するものとする。

## 第4 補助対象となる事業

1 補助対象となる事業は、未整備森林における保育間伐（適正な密度管理を行うべき林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分で行う適正な密度管理を行うための不要木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰）及び間伐（適正な密度管理を行うべき林分、森林経営計画に基づいて行うもの、又は森林経営計画が樹立されていないが事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる林分で行う、適正な密度管理を目的とした不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積）とし、以下の（1）から（3）の要件を満たすものとする。

（1）市が森林経営管理法第5条に基づいて行う森林所有者への経営管理意向調査の対象とする林分、又は同等の要件と認められる林分で行うもの。

（2）釧路市森林整備計画において定められている標準的な間伐の時期（林齢）において間伐が行われていない林分で行うもの。

（3）当該事業で保育間伐又は間伐を計画している林分について、補助対象となる森林組合が森林経営計画の対象森林として実施する、または対象森林とするよう努めることを確認

できるもの。

#### 第5 補助対象経費及び補助金額

- 1 事業規模は、1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上とする。
- 2 補助金額は、標準単価（北海道が定める「造林事業標準単価」）に事業量を乗じて求めた標準経費（諸経費等含む）の 84%の額とする。但し、事業実施前に森林組合の森林経営計画の対象森林とすることが可能な対象地で、北海道が実施する森林環境保全整備事業等の補助事業を実施する場合については、当該補助事業による補助金額を差し引いた額とする。
- 3 上記のほか、事業区分に応じて次の額を加算することができる。

##### (1) 保育間伐

上記により算定した標準経費の 16%

##### (2) 間伐

上記により算定した標準経費の 16%の額から、当該事業により生産された間伐材の売払収入（運搬費等売払に要する経費を除いた額）を差し引いた額。

なお、標準経費の 16%の額より当該間伐材の売払収入の方が多い場合は、加算しない。

#### 第6 補助金交付申請

1 事業を実施しようとする森林組合は、事業実施前（未整備森林所有者との委託契約締結前で可）に、補助金等交付申請書（別記第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第 2 号様式及び別表）
- (2) 実測図
- (3) 施業箇所位置図
- (4) 納税対応状況申出書（別記第 3 号様式）
- (5) 森林経営計画の作成に関する同意書（別記第 4 - 1 号様式又は別記 4 - 2 号様式）
- (6) その他添付書類

#### 第7 補助金交付決定

1 市長は、事業主体より交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その適否を申請者へ通知するものとする。

2 市長は、交付決定を行う際に次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 必要な保育管理その他市長が必要と認める事項を遵守すること。
- (2) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、こ

の補助金の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付すること。

(5) 補助対象者は、その支払を明らかにした書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は、整理保管すること。

(6) 補助対象者以外の者が補助金を代理受領する場合は、全額、補助対象者に直接交付しなければならない。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができる。

(7) 補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

## 第8 補助事業の内容の変更

1 補助金交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合、補助対象者は、事前に市と協議のうえ、速やかに別記第5号様式により補助金変更承認申請書を市長へ提出するものとする。

但し、補助金交付申請額の10%を超えない増減であつて、補助金の増額が伴わない変更の場合はこの限りでない。

2 市長は、補助金変更承認申請書の提出があつた場合は、内容を審査し、その適否を通知する。

## 第9 実績報告

補助金の交付決定を受けた事業主体は、事業完了後速やかに下記の書類を市長へ提出するものとする。

- (1) 実績報告書（別記様式第6号）
- (2) 事業実績書（別記第7号様式及び別表）
- (3) 未整備森林間伐促進事業竣工調書
- (4) 社会保険の加入実態状況調査表（別記第8号様式）
- (5) 保育間伐の場合、平均胸高調査票（別記第9号様式）

- (6) 間伐の場合、間伐材等搬出材積集計表（別記第10号様式）
- (7) 事業写真
- (8) その他事業実施の確認に必要な書類

#### 第10 竣工検査

市長は、補助金等交付申請書を受理したときは、別に定める方法により竣工検査を行うものとする。

#### 第11 補助金の額の確定

1 市長は、補助金査定の結果に基づいて、補助金の額の確定を同時に行い、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の額を確定した場合には、請求により速やかに補助金を交付する。

#### 第12 補助金の交付の制限

この要綱により補助金の交付を受けた林分については、以後、この要綱に基づく補助金の交付を受けることができない。

#### 第13 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則 この要綱は令和3年4月1日から施行する。